

## 小売自由化と地方自治体の PPS 展開

2016年4月から家庭向け電力小売自由化がスタートする。この自由化を見据えて、地方自治体の PPS（新電力、特定規模電気事業者）に関連した動きも活発化している。PPS の展開により、地域のエネルギー事業の対象は、発電だけでなく小売領域にも拡大している。先行的取組みとして、群馬県中之条町、福岡県みやま市、岩手県葛巻町、兵庫県宝塚市等が挙げられる。たとえば、「花と湯の町」として知られる人口約 18,000 人の群馬県中之条町は、町内のメガソーラーから電気を購入し（不足時・夜間は他からも電力購入）、役場、学校、道の駅等公共施設に供給する仕組み（一般財団法人中之条電力）を形成している。電力の「地産地消」を目指し、地方自治体が再生可能エネルギー活用を目指した電力会社を設立した最初の事例である。また、平地が多く太陽光発電に適した地形を活用した福岡県みやま市の場合は、市内に設置されているメガソーラーと各家庭の太陽光発電から電源を調達し、市内の昼間電力使用量を賄うことを柱としている（みやまスマートエネルギー株式会社）。大阪府泉佐野市でも一般財団法人泉佐野電力を設立し 2015 年 4 月から事業を開始、鳥取県鳥取市も株式会社とっとり市民電力を 2015 年 8 月に設立し、両者とも同様に電力小売も視野としている。

地方自治体が地域の PPS に関与する理由としては、①農地法・森林法等に基づく法的手続きが民間ベースだけでは多くの時間を要し、ビジネスチャンスを低下させ地域の PPS を拡充させる制約となること、②地方自治体がたとえば国有林を借りて太陽光発電を設置する方式の場合、事業モデルとして地方自治体は土地の民間事業者への「又貸し」方式が中心となり、地産地消として住民への見える化を実現することが困難となるなどの実務的課題の存在が挙げられる。一般家庭にとって電力は目に見えない存在であり、PPS の電力も既存電力会社の送電線で供給されるため、地域政策として PPS を展開する視点からは、地産地消を実感を持って住民に認識してもらうことが困難となる。地域政策として、この課題を克服するために地方自治体が関与し PPS を設立し「見える化」することが選択肢となっている。また、③財政面では、発電施設から電力を購入する際、低炭素投資促進機構

(<http://www.teitanso.or.jp/index>) からの交付金 ([http://www.teitanso.or.jp/fit\\_top](http://www.teitanso.or.jp/fit_top)) のメリットがある。この交付金制度を活用し電力を買い取り、供給面では既存電力会社の電気代より安く提供できる仕組みづくりが可能となっている。固定価格買取制度 (FIT) により、電気事業者が再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定期間・一定価格で買い取ることを義務づけ、消費者が電力会社に支払っている再生エネルギー賦課金を取りまとめ、交付金として支払う仕組みである。

東京電力福島原発事故に伴う電力不足、電気料金値上げなどを反映し、東京電力等既存電力会社からではなく新規参入した PPS から購入する地方自治体、民間企業の動きが広がっている。ただし、PPS 自体の電力供給力には当然限界があり、地方自治体が入札の実施しても不調に終わることなどの事態も生じており、地域住民の生活コスト削減に期待したほどの成果が生じていない事例もある。「2014 年度分の自治体の電力購入・売却状況の調査」

<http://www.ombudsman.jp/nuclear/2015denki.pdf> (全国市民オンブスマン連絡会議) によると、都道府県の PPS からの電力購入比率は 2014 年度で 10%強、政令指定都市は同 20%弱となっている。電力購入の方法については、入札又は随意契約で基本的に行われているが、富山県南砺市で 2014 年 6 月から 2016 年 3 月分の契約を「企業の地域性・社会性」を評価項目に入れた「総合評価方式」によって評価した結果、PPS より 269 万円も高い北陸電力と契約する事例等も紹介されている。

地方自治体の PPS 関連の展開は、ビジネスモデルと共に地産地消、そして地域の公共サービスの充実を基本理念として地域政策の視点から取り組む事が不可欠となっている。また、住民の生活インフラの持続的確保と生活コストの軽減が地域のセーフティネットとしても重要な視点となる。